令和７年１２月２３日
文　部　科　学　省
スポーツ庁参事官（国際担当）付

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令」について、令和７年10月20日から令和７年11月18日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本改正と直接関係のあるものとして合計１件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

分　野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
１．省令の日付について	日付に関して、問題ありません。	貴重な御意見を頂きありがとうございます。

※ なお、今回の省令案に直接関係する上記の御意見の他に、今回の省令案に直接関係のない御意見を４件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。